

2017年（平成29年）7月31日

会員各位

近畿弁護士会連合会
理事長 市野 勝 司
同 研修委員会
委員長 田 中 宏

研修「廃棄物処理法のコンプライアンスについて」のご案内

平素は、当連合会の諸活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、研修委員会では、「廃棄物処理法のコンプライアンスについて」をテーマに下記の日程で研修会を実施いたします。

本研修では、最近の廃棄物処理法違反事例のご紹介及び法改正の動向と、排出事業者としての法令遵守のポイント、注意点などについて、できるだけ分かりやすく解説する予定です。

参加ご希望の方は、裏面に記載の方法で**9月19日(火)までに受講予定会場へ**お申込みください。

本研修に関するお問合せがございましたら、研修委員会担当事務局（大阪弁護士会 総務部研修課：村松・新開・松竹 TEL：06-6364-1684）までご連絡願います。

記

日 時 : 平成29年9月29日（金） 午後2時～午後4時
会 場 : （主会場）大阪弁護士会館2階 会議室201・202
 （副会場）近弁連管内各弁護士会の会館（テレビ会議システムによる中継）
テーマ : 「廃棄物処理法のコンプライアンスについて」
講 師 : 佐藤 泉 弁護士（第一東京弁護士会会員）

■一時保育のお知らせ【大阪会場で受講される方のみ対象】（要予約・無料）

お申込を希望される方は、**9月15日(金)まで**に下記事務局までお電話にてお問い合わせください。申込に必要な書類をご送付いたします。なお、申込人数により、お断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。

[対 象] 原則、首がすわっている乳児～未就学児

[託児時間] 研修開始15分前から終了15分後まで

[問合せ先] 大阪弁護士会 総務部研修課（TEL：06-6364-1684）

* 一時保育のご利用は、大阪会場で受講される方に限ります。

以上

* ご参加のお申込み方法や受講上の注意等の詳細は裏面をご覧ください。

参加申込用紙および各弁護士会連絡先

《9月19日(火)までに受講予定会場へお申し込みください。》

9月29日 研修「廃棄物処理法のコンプライアンスについて」に出席します。

登録番号 _____ 貴名 _____ 所属 _____ 弁護士会 _____

* 受講会場 (☑をつけてください)

- 大阪会場 返信先：大阪弁護士会(総務部研修課)宛 FAX：06-6364-7515 / TEL：06-6364-1684
- 京都会場 返信先：京都弁護士会(総務・会計課)宛 FAX：075-223-1894 / TEL：075-231-2336
- 兵庫県会場 返信先：兵庫県弁護士会(総務課)宛 FAX：078-351-6651 / TEL：078-341-7061
- 奈良会場 返信先：奈良弁護士会 宛 FAX：0742-23-8319 / TEL：0742-22-2035
- 滋賀会場 返信先：滋賀弁護士会 宛 FAX：077-522-2908 / TEL：077-522-2013
- 和歌山会場 返信先：和歌山弁護士会 宛 FAX：073-436-5322 / TEL：073-422-4580

■ご受講上の注意

ご受講時は、各受講会場の履修確認方法に従って履修確認をしてください。特に、継続研修が義務化されている弁護士会所属の方は、ご注意ください。

【大阪弁護士会会員の方へ】 本研修は大阪弁護士会の研修義務化対象講座です(2単位)

継続研修の対象は、原則として、大阪弁護士会館で実施するものに限っています。大阪弁護士会館以外の会場で受講した場合は、代替措置による履修となりますのでご注意ください。

大阪会場では、次のとおり出席チェックを行いますので、ご注意ください。

* 大阪会場の履修確認方法 (大阪会場で受講される他会会員を含む。)

注・図書利用カードをご持参ください(大阪弁護士会会員のみ)。

- ・入室時及び退室時の2回、出席登録(又は署名)が必要です。
- ・開始15分以上の遅刻、終了予定時刻以前の早退(研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く)は、受講としてカウントされませんので、ご注意ください。なお、ライブ研修、DVD研修にかかわらず、質疑応答、閉会挨拶等すべて終了して、研修終了となります。

【兵庫県弁護士会会員の方へ】

兵庫県弁護士会館(支部会館を含む)以外の会場で受講された継続研修の履修認定については、兵庫県弁護士会継続研修実施細則で定められた継続研修履修報告書の提出が必要です。報告書は実施後に兵庫県弁護士会研修委員会宛にご提出ください。

* 兵庫県会場の履修確認方法 (兵庫県会場で受講される他会会員を含む。)

注・研修終了後、出席カードの提出(研修時に配布)が必要です。

- ・開始10分以上の遅刻、研修終了予定時刻前の早退(研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く)は、履修とは認定されませんのでご注意ください。